

登 録 速 報

下記の通り適用拡大登録となりましたので、ご連絡します。

適用拡大登録年月日：2022年6月22日

記

1. 農薬の登録番号及び名称

登録番号：第16824号

名称：クミアイダコニール1000

2. 変更の内容

農薬登録申請書第7項「適用病害虫の範囲及び使用方法」に以下のとおり追加・変更し、【変更事項】のとおりとする。

- ・ 作物名「きゅうり」の使用法「散布」の、本剤の使用回数を「12 回以内」、TPNを含む農薬の総使用回数を「14 回以内(土壌灌注は 2 回以内、散布、常温煙霧、くん煙及びエアゾル剤の噴射は合計 12 回以内)」に変更する。
- ・ 作物名「きゅうり」の使用法「土壌灌注」の、TPNを含む農薬の総使用回数を「14 回以内(土壌灌注は 2 回以内、散布、常温煙霧、くん煙及びエアゾル剤の噴射は合計 12 回以内)」に変更する。
- ・ 作物名「きゅうり」の使用法「常温煙霧」の、本剤の使用回数を「12 回以内」、TPNを含む農薬の総使用回数を「14 回以内(土壌灌注は 2 回以内、散布、常温煙霧、くん煙及びエアゾル剤の噴射は合計 12 回以内)」に変更する。
- ・ 作物名「トマト」の使用法「散布」の、TPNを含む農薬の総使用回数を「6 回以内(土壌灌注は 2 回以内、散布、常温煙霧、くん煙及びエアゾル剤の噴射は合計 4 回以内)」に変更する。
- ・ 作物名「トマト」に、適用病害虫名「すすかび病、葉かび病、褐色輪紋病」、希釈倍数「33 倍」、使用液量「10L/10a」、使用時期「収穫前日まで」、本剤の使用回数「4 回以内」、使用方法「常温煙霧」を追加する。
- ・ 作物名「トマト」の使用法「土壌灌注」の、TPNを含む農薬の総使用回数を「6 回以内(土壌灌注は 2 回以内、散布、常温煙霧、くん煙及びエアゾル剤の噴射は合計 4 回以内)」に変更する。
- ・ 作物名「ばれいしょ」の適用病害虫名「疫病、夏疫病」に、希釈倍数「8 倍」、使用液量「1.6L/10a」、使用時期「収穫 7 日前まで」、本剤の使用回数「5 回以内」、使用方法「無人航空機による散布」を追加する。
- ・ 作物名「ばれいしょ」の適用病害虫名「疫病、夏疫病」に、希釈倍数「16 倍」、使用液量「3.2L/10a」、使用時期「収穫 7 日前まで」、本剤の使用回数「5 回以内」、使用方法「無人航空機による散布」を追加する。
- ・ 作物名「しょうが」の適用病害虫名「白星病」に、希釈倍数「16 倍」、使用液量「3.2L/10a」、使用時期「収穫 14 日前まで」、本剤の使用回数「5 回以内」、使用方法

「無人航空機による散布」を追加する。

- 作物名「ピーマン」の適用病害虫名「うどんこ病」の希釈倍数に、「50 倍」、使用液量「10L/10a」、使用時期「収穫前日まで」、本剤の使用回数「3 回以内」、使用方法「常温煙霧」を追加する。
- 作物名「ブロッコリー」のTPNを含む農薬の総使用回数を「3 回以内(土壌灌注は 1 回以内、散布及び無人航空機散布は合計 2 回以内)」に変更する。
- 作物名「キャベツ」のTPNを含む農薬の総使用回数を「3 回以内(は種又は定植前の土壌混和は 1 回以内、散布、無人航空機散布及びエアゾル剤の噴射は合計 2 回以内)」に変更する。
- 作物名「ねぎ」のTPNを含む農薬の総使用回数を「4 回以内(土壌灌注は 1 回以内、散布及び無人航空機散布は合計 3 回以内)」に変更する。

【変更事項】(変更する作物のみ抜粋)

作物名	適用病害虫名	希釈倍数	使用液量	使用時期	本剤の使用回数	使用方法	TPNを含む 農薬の 総使用回数
<u>きゅうり</u>	べと病、炭疽病、 うどんこ病、灰色かび病、 黒星病、褐斑病	1000 倍	100～300L /10a	収穫前日まで	<u>12 回以内</u>	散布	<u>14 回以内(土 壌灌注は 2 回 以内、散布、常 温煙霧、くん煙 及びエアゾル剤の 噴射は合計 12 回以内)</u>
<u>トマト</u>	疫病、輪紋病、葉かび病、 炭疽病、灰色かび病、 すすかび病、うどんこ病、 褐色輪紋病	1000 倍	100～300L /10a	収穫前日まで	4 回以内	散布	<u>6 回以内(土壌 灌注は 2 回以 内、散布、常温 煙霧、くん煙及 びエアゾル剤の噴 射は合計 4 回 以内)</u>
<u>ばれいしょ</u>	疫病	500～1000 倍	100～300L /10a	<u>収穫 7 日前まで</u>	5 回以内	散布 無人 航空 機に よる 散布	5 回以内
	夏疫病	1000 倍	100～300L /10a				
	<u>疫病、夏疫病</u>	<u>8 倍</u> <u>16 倍</u>	<u>1. 6L/10a</u> <u>3. 2L/10a</u>				
<u>しょうが</u>	<u>白星病</u>	<u>16 倍</u>	<u>3. 2L/10a</u>	<u>収穫 14 日前まで</u>			
	紋枯病、白星病						
<u>ブロッコリー</u>	べと病			出蕾前 但し、収穫 21 日前 まで			<u>3 回以内(土壌 灌注は 1 回以 内、散布及び無 人航空機散布 は合計 2 回以 内)</u>
<u>キャベツ</u>	べと病、根朽病	1000 倍	100～300L /10a	収穫 14 日前まで	2 回以内	散布	<u>3 回以内(は種 又は定植前の 土壌混和は 1 回以内、散布、 無人航空機散 布及びエアゾル 剤の噴射は合計 2 回以内)</u>
<u>ねぎ</u>	黒斑病、べと病、 小菌核腐敗病、葉枯病、 さび病				3 回以内		<u>4 回以内(土壌 灌注は 1 回以 内、散布及び無 人航空機散布 は合計 3 回以 内)</u>

作物名	適用病害虫名	希釈倍数	使用液量	使用時期	本剤の使用回数	使用方法	TPNを含む農薬の総使用回数
<u>きゅうり</u>	苗立枯病 (リゾクトニア菌)	1000 倍	3L/m ²	は種時又は活着後 但し、定植 14 日後 まで	2 回以内	土壌 灌注	<u>14 回以内(土壌灌注は 2 回以内、散布、常温煙霧、くん煙及びエアゾル剤の噴射は合計 12 回以内)</u>
<u>トマト</u>							<u>6 回以内(土壌灌注は 2 回以内、散布、常温煙霧、くん煙及びエアゾル剤の噴射は合計 4 回以内)</u>
<u>ねぎ</u>		500 倍	0.5L/m ² セル成型育苗トレイ 1 箱 またはペーパーポット 1 冊 (30×60cm、使用土壌約 5L) 当り 0.5L	出芽揃い後 (出芽 3 日後から 10 日後まで)	1 回		<u>4 回以内(土壌灌注は 1 回以内、散布及び無人航空機散布は合計 3 回以内)</u>
<u>ブロッコリー</u>	根こぶ病	1000 倍	3L/m ²	定植時			<u>3 回以内(土壌灌注は 1 回以内、散布及び無人航空機散布は合計 2 回以内)</u>

作物名	適用場所	適用病害虫名	希釈倍数	使用液量	使用時期	本剤の使用回数	使用方法	TPNを含む農薬の総使用回数
<u>きゅうり</u>	温室、ガラス室、ビニールハウス等密閉できる場所	べと病	<u>33 倍</u>	<u>10L/10a</u>	<u>収穫前日まで</u>	<u>12 回以内</u>	常温煙霧	<u>14 回以内(土壌灌注は 2 回以内、散布、常温煙霧、くん煙及びエアゾル剤の噴射は合計 12 回以内)</u>
<u>トマト</u>		<u>すすかび病、葉かび病、褐色輪紋病</u>						<u>4 回以内</u>
<u>ピーマン</u>		<u>うどんこ病</u>	<u>50 倍</u>	<u>3 回以内</u>	<u>3 回以内</u>			

3. 当該変更に伴い、農薬登録申請書の記載事項に変更を生ずるときは、その旨及び内容(1)農薬登録申請書第8項「使用上の注意事項」に3)として下記の事項を追加し、以降の番号を繰り下げ、別紙【変更後】のとおりとする。

【追加事項】

3)本剤を無人航空機による散布に使用する場合は、次の注意を守ること。

- ①散布は各散布機種 of 散布基準に従って実施すること。
- ②散布にあつては、散布機種に適合した散布装置を使用すること。
- ③散布中、薬液が漏れないように機体の散布用配管その他散布装置の十分な点検を行うこと。
- ④散布薬液の飛散によって動植物及び自動車の塗装等へ影響を与えないよう散布地域の選定に注意し、散布区域内の諸物件に十分留意すること。
- ⑤散布終了後、機体の散布装置は十分洗浄し、薬液タンクの洗浄廃液は安全な場所に処理すること。また使用後の空の容器は放置せず、安全な場所に廃棄すること。

(2)農薬登録申請書第10項「水産動植物に有毒な農薬については、その旨」に5)として下記の事項を追加し、以降の番号を繰り下げ、別紙【変更後】のとおりとする。

【追加事項】

5)無人航空機による散布で使用する場合は、飛散しないよう特に注意すること。

【変更後】

8. 使用上の注意事項

- 1) 使用直前に、容器をよく振ること。
- 2) 石灰硫黄合剤との混用はさけること。
- 3) 本剤を無人航空機による散布に使用する場合は、次の注意を守ること。
 - ① 散布は各散布機種 of 散布基準に従って実施すること。
 - ② 散布にあつては、散布機種に適合した散布装置を使用すること。
 - ③ 散布中、薬液が漏れないように機体の散布用配管その他散布装置の十分な点検を行うこと。
 - ④ 散布薬液の飛散によって動植物及び自動車の塗装等へ影響を与えないよう散布地域の選定に注意し、散布区域内の諸物件に十分留意すること。
 - ⑤ 散布終了後、機体の散布装置は十分洗浄し、薬液タンクの洗浄廃液は安全な場所に処理すること。また使用後の空の容器は放置せず、安全な場所に廃棄すること。
- 4) ストレプトマイシン剤及びホセチル剤と混用する場合、必ず本剤を先に所定の濃度に希釈してからそれぞれの剤を加えること。
- 5) 稲(箱育苗)に使用する場合、次の事項に注意すること。
 - ① 緑化期に使用する場合、発病後の処理では効果が劣ることがあるので注意すること。
 - ② 育苗箱から希釈液が漏出しないように注意すること。
- 6) りんごに使用する場合、次の事項に注意すること。
 - ① ゴールデンの後代品種(つがる、世界一、ジョナゴールド等)には、葉に薬害を生じるので使用しないこと。
 - ② 本剤の散布により、サビ果が多くなるおそれがあるので落花後 20 日間は散布しないこと。
- 7) なしに使用する場合、二十世紀以外の品種には葉に薬害を生じるので使用しないこと。また、二十世紀であっても 7 月以前に使用すると葉に薬害を生じるので 7 月以降に使用すること。
- 8) 有袋栽培のものの場合、除袋直後の散布は果面に日焼け症状が出るおそれがあるのでさけること。
- 9) いちじくに使用する場合、果実に薬害が発生するおそれがあるので、果実肥大期の初期あるいは夏期高温時の散布はさけること。
- 10) ねぎ及びわけぎに土壤灌注として使う場合、は種時から出芽直後の処理においては生育抑制のおそれがあるため注意すること。
- 11) レタスに使用する場合、生育遅延のおそれがあるので高温期の灌注はさけること。
- 12) しそに使用する場合、薬液による汚れが生じるおそれがあるので、葉にかからないように株元に散布すること。
- 13) 常温煙霧として使用する場合は、次の事項に注意すること。
 - ① 専用の常温煙霧機により所定の方法で煙霧すること。特に常温煙霧装置の選定及び使用にあたっては、病害虫防除所等関係機関の指導を受けること。
 - ② 煙霧が直接作物体に当たると汚れが生じるおそれがあるので、施設上部に噴頭部を設置するなど、煙霧が作物体に直接当たらないようにすること。
 - ③ 作業は出来るだけ夕方に行い、終了後は 6 時間以上密閉すること。
- 14) 花き類に使用する場合、花卉に薬液が付着すると漂白・退色などによる斑点を生じる場合があるので着色期以降の散布はさけること。

- 15) 花き類に使用する場合、薬液による汚れが生じるおそれがあるので、収穫間際の散布はさけること。
- 16) 芝に使用する場合、夏期高温時の散布、特に暖地では葉に薬害(黄変または褐変)を生じることがあるので注意すること。
- 17) 蚕に対して影響があるので、周辺の桑葉にはかからないようにすること。
- 18) 本剤の使用に当っては、使用量、使用時期、使用方法を誤らないように注意し、特に初めて使用する場合は、病害虫防除所等関係機関の指導を受けることが望ましい。
- 19) 適用作物群に属する作物又はその新品種に本剤を初めて使用する場合は、使用者の責任において事前に薬害の有無を十分確認してから使用すること。なお、病害虫防除所等関係機関の指導を受けることが望ましい。

10. 水産動植物に有毒な農薬については、その旨

- 1) 水産動植物(魚類)に強い影響を及ぼすおそれがあるので、河川、湖沼及び海域等に飛散、流入しないよう注意して使用すること。養殖池周辺での使用はさけること。
- 2) 水産動植物(魚類)に影響を及ぼすので、本剤を使用した苗は養魚田に移植しないこと。
- 3) 移植後は河川、養殖池等に流入しないよう水管理に注意すること。
- 4) 水産動植物(甲殻類)に影響を及ぼすおそれがあるので、河川、養殖池等に飛散、流入しないよう注意して使用すること。
- 5) 無人航空機による散布で使用する場合は、飛散しないよう特に注意すること。
- 6) 使用残りの薬液が生じないように調製を行い、使いきること。散布器具及び容器の洗浄水は、河川等に流さないこと。また、空容器等は水産動植物に影響を与えないよう適切に処理すること。

以上